官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔省　令〕
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛一）　一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
平成二十八年度マンション管理士試験合格者、日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決、厚生年金基金解散・清算人就任関係　三
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達、農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係　一三
会社その他
会社決算公告　一六
一九
三

省令

○防衛省令第一号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百九条第二項の規定を実施するため、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年一月十三日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第八その一から別表第八その三までの規定中「日本国の国籍を有する」を「国の所有に属する」に改める。

別表第八その六の次に次の一表を加える。